

# 特記仕様書

## （適用範囲）

本特記仕様書は「天ヶ瀬森林公園防護柵ほか改修工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

## （総則）

本特記仕様書は本特記仕様書によるほか、

＜宇治市＞

「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

＜近畿地方整備局＞

「土木工事共通仕様書（案）」

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

＜京都府＞

「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

## （主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間）

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

## （施工体系図の記載）

受注者は、施工体系図に、すべての下請負人及び警備業者を必ず記載すること。

## （特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるた

め、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### ①分別解体等の方法

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 程      | 作業内容                                                                     | 分別解体の方法                                                                         |
|-----------------|----------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                 | ① 仮設     | 仮設工事<br><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                 | ① 土工     | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ② 基礎     | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ③ 本体構造   | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
|                 | ④ 本体付属品  | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |
|                 | ⑤ その他（ ） | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無         | <input type="checkbox"/> 手作業<br><input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用            |

#### ②再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 建設副産物           | 受入場所           | 受入期間及び受入時間                             | その他受入条件                            | 距離       |
|-----------------|----------------|----------------------------------------|------------------------------------|----------|
| 建設発生木材          | (有)びわこクリーンセンター | 平日、土曜日：<br>8:00～17:00                  | 受入休止日<br>日曜、祝日                     | 14.8 k m |
| コンクリート塊<br>(無筋) | (株)藤田産業        | 平日、土曜日：<br>8:00～16:30<br>祝日：8:00～16:30 | 受入休止日<br>日曜<br>※一辺が100cm<br>未満に限る。 | 7.1 k m  |

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

#### (建設発生残土の搬出)

建設発生土については、城陽山砂利採取地整備公社に運搬するものとする。受け入れ条件は、下記のとおりとする。

これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

| 建設副産物 | 受入場所及び連絡先                                 | 受入時間                                                | その他の受入条件                                 | 距離     |
|-------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------|--------|
| 建設発生土 | (財)城陽山砂利採取<br>地整備公社<br>0774-55-<br>9506～7 | 土曜日・日曜日、<br>祝日を除く<br>8：00～17：00<br>(12：00～13：00を除く) | 受入は、事前分析検査に適合した公共又は公共に準ずる事業体から発生する残土に限る。 | 8.9 km |

搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

|     | 残 土 処 理                                                                                                                        | 廃 棄 物 処 理                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計 画 | ○残土処理計画書                                                                                                                       | ○廃棄物処理計画書                                                                                                                                                                                                                      |
|     | ○処分地の位置図及び経路図                                                                                                                  | ○処分地の位置図及び経路図                                                                                                                                                                                                                  |
|     |                                                                                                                                | ○産業廃棄物処理処分業許可書の写し<br>(指定した処分地と同じであれば不要)                                                                                                                                                                                        |
|     |                                                                                                                                | ○収集運搬を委託する場合<br>産業廃棄物収集運搬業許可書の写し<br>(自己運搬処理であれば不要)                                                                                                                                                                             |
|     | ○土質調査費を設計計上している場合<br>土質試験結果の写し                                                                                                 | ○産業廃棄物処理委託契約書の写し<br>◆自己運搬処理の場合<br>・排出事業者と処理業者の契約書の写し<br>◆委託運搬処理の場合<br>・排出事業者と処理業者の契約書の写し<br>・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し                                                                                                               |
|     | ○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                |
|     | ○仮置きする場合<br>・現場～仮置場～処分地の経路図<br>・打合せ簿 仮置き場の住所<br>搬出車両の最大積載量                                                                     | ○仮置きする場合<br>・現場～仮置場～処分地の経路図<br>・打合せ簿 仮置き場の住所<br>搬出車両の最大積載量                                                                                                                                                                     |
|     | ○指定地処分で処分地の変更が生じた場合<br>・打合せ簿 処分地の名称・所在地                                                                                        | ○指定地処分で処分地の変更が生じた場合<br>・打合せ簿 処分地の名称・所在地                                                                                                                                                                                        |
| 変 更 | ○再生資源利用計画書（実施書）<br>・再生資源利用促進計画書（実施書）                                                                                           | 再生資源利用計画書（実施書）<br>・再生資源利用促進計画書（実施書）                                                                                                                                                                                            |
|     | ○当初計画から数量のみの変更の場合<br>・変更計画書は不要                                                                                                 | ○当初計画から数量のみの変更の場合<br>・変更計画書は不要                                                                                                                                                                                                 |
|     | ○当初計画書から処分地が変更の場合<br>・残土処理変更計画書<br>・処分地の位置図及び経路図<br>・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」                                                       | ○処分地の変更（当初計画書からの変更）<br>・廃棄物処理変更計画書<br>・処分地の位置図及び経路図<br>・産業廃棄物処理処分業許可書の写し<br>・産業廃棄物処理委託契約書の写し<br>○運搬方法の変更（当初契約書からの変更）<br>・廃棄物処理変更計画書<br>・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し<br>・産業廃棄物処理委託契約書の写し                                                   |
|     | ○再生資源利用計画書（実施書）<br>・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要                                                                                        | ○再生資源利用計画書（実施書）<br>・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要                                                                                                                                                                                        |
| 報 告 | ○残土処理報告書<br>○受入証明書（受け入れたことを証明する書類）<br>※運搬チケットの写し等は不要<br>○再生資源利用実施書<br>・再生資源利用促進実施書（Excelデータ含む）<br>○写真<br>・処分地<br>・仮置きがある場合は仮置場 | ○廃棄物処理報告書<br>○「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」<br>※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等<br>○再生資源利用実施書<br>・再生資源利用促進実施書（Excelデータ含む）<br>○写真<br>・処分地<br>・仮置きがある場合は仮置場<br>【自己運搬処理の場合】<br>・産業廃棄物運搬車、業者名<br>【委託運搬処理の場合】<br>・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号 |

（建設副産物の搬出）

本工事の施工により発生するコンクリート殻、廃木材等は「廃棄物の処理及び清

掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を提出すること。

但し、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないこと。

#### （産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

#### （産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

#### （舗装版切断作業時に発生する排水処理）

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

#### （段階確認・立会確認）

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

・段階確認

| 種別                              | 確認細別      | 施工段階（確認・立会時期） |
|---------------------------------|-----------|---------------|
| コンクリート構造物<br>（基礎コンクリート、<br>止壁工） | コンクリート出来形 | 埋戻前           |
| 基礎砕石                            | 出来形       | 埋戻前           |
| 防護柵<br>テーブル・ベンチ                 | 根入れ長      | 埋戻前           |

（材料確認）

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表および監督職員の指示により実施するものとする。

| 工種             | 種別 | 試験項目                             | 試験頻度       | 試験方法 |
|----------------|----|----------------------------------|------------|------|
| 掘削工<br>（現場発生土） | 材料 | 含水比、コーン指数、粒度、液性限界・塑性限界の各試験、工学的分類 | 掘削工（現場発生土） | 材料   |

（規格値）

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

# 出来形規格値

| 調査項目                     |        | 規格値   | 測定基準                       | 確認方法   |
|--------------------------|--------|-------|----------------------------|--------|
| 工 種                      | 項 目    |       |                            |        |
| 防止柵                      | 設置高さ H | 設計値以上 | 2 箇所／ 1 施工箇所               | 写真+成果表 |
|                          | 根入れ長   | 設計値以上 |                            |        |
| テーブル・ベンチ                 | 設置高さ H | ±30   | 1 箇所／ 1 基                  |        |
|                          | 根入れ長   | 設計値以上 |                            |        |
| 舗装工<br>(表層)<br>・アスファルト舗装 | 面積     | 設計値以上 | ・面積については<br>舗装展開図を作成し算出する。 |        |

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書（第51条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（(財)建設業適正取引推進機構）

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：公園の施設をなおしています。

工事種別：森林公園リフレッシュ工事

### 標示板の記載例

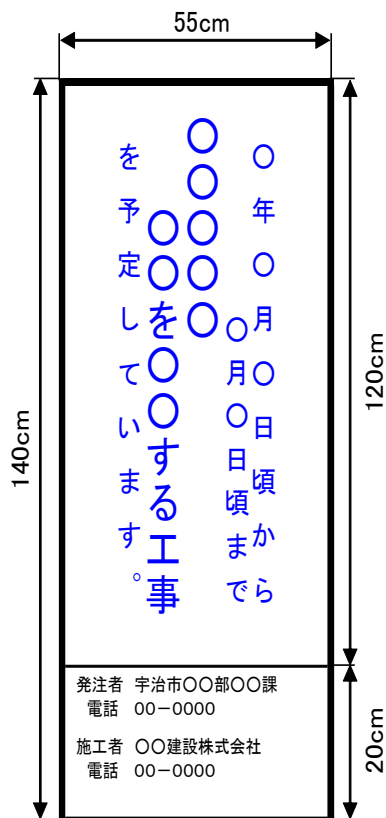
工事標示板の大きさ（横114cm×縦140cm）

|                                   |
|-----------------------------------|
| <b>ご迷惑をおかけします</b>                 |
| <b>公園の施設を<br/>なおしています</b>         |
| 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで<br>時 間 帯 9:00~17:00 |
| <b>森林公園リフレッシュ工事</b>               |
| 発注者 宇治市産業観光部農林茶業課<br>電話 22-3141   |
| 施工者 〇〇〇〇建設株式会社<br>電話 〇〇-〇〇〇〇      |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置<br>位置      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事区間の起終点に設置する。</li><li>・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li><li>・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。</li></ul>                                                                                                                                                            |
| 設置<br>期間      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 規格<br>色彩<br>等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li><li>・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li><li>・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li><li>・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li><li>・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li><li>・ 道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。</li></ul> |

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し工事内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。

[工事情報看板]



[工事情報看板]

|       |                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置期間  | ・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。                                                                                                                  |
| 設置位置  | ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため歩道に設置する。<br>・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。                                                                      |
| 規格色彩等 | ・色彩は、「○年○月○日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。<br>・工事内容については、別添を参考に記載する。<br>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。<br>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。 |
| 摘要    | ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。<br>・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。<br>・工事開始時に速やかに撤去すること。                                                                       |

[工事説明看板]



[工事説明看板]

|       |                                                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置期間  | ・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。                                                                                                                                                    |
| 設置位置  | ・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。<br>・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。                                                                                 |
| 規格色彩等 | ・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。<br>・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。<br>・工事内容については、別添を参考に記載する。<br>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。<br>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。 |
| 摘要    | ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。<br>・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。                                                                                                                   |

（低騒音型・超低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

（施工機械の指定）

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

| 工 種           | 機 械 名   | 指定規格                 | 備 考     |
|---------------|---------|----------------------|---------|
| 機械床掘          | バックホウ   | 平積0.2 m <sup>3</sup> | 排出ガス対策型 |
| 残土運搬          | ダンプトラック | 2 t 積級<br>4 t 積級     |         |
| コンクリート殻<br>運搬 | ダンプトラック | 2 t 積級               |         |
| 建設発生木材<br>運搬  | トラック    | 2 t 積級<br>吊能力2.9 t   |         |

（環境等の保全）

工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

（仮設トイレの設置）

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

（安全対策費）

安全対策については、交通誘導員B（昼間）を延べ人員8名計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

（施工時間）

本工事の作業時間帯は、９時００分から１７時００分とする。

ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更となる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

（建退共の提出書類）

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

| 書 類          | 提出時期 | 摘 要                   |
|--------------|------|-----------------------|
| 掛金収納書の写し     | 契約時  |                       |
| 建退共運営実績報告書   | 完成時  |                       |
| 労働就労日報       | 完成時  |                       |
| 受払簿          | 完成時  | 契約工期３ヶ月以上             |
| 適用標識（シール）の掲示 | 施工中  | 写真確認                  |
| 辞退届          | 随 時  | 建退共対象者延人数が<br>０人となる場合 |

（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

#### （再生資材の利用）

本工事については、下表のとおり再生資材を使用すること。  
ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

| 資 材 名         | 規 格     | 用 途   |
|---------------|---------|-------|
| 再生クラッシャーラン    | RC-40   | 構造物基礎 |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 密粒度アスコン | 表層    |

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等の混入物を有害量含んではない。

#### （発生土の利用）

本工事に使用する埋戻し材については、現場発生土（流用土）とする。なお、現場発生土について品質管理に記載している表中の品質管理試験を行い、土質区分を明確にしなければならない。その結果、もしくはやむを得ない事情等により流用土により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

#### （コンクリートの水セメント比）

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

但し、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能AE減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

#### （アルカリ骨材反応抑制対策）

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」（土木請負工事必携（H29.9）10.コンクリート中の塩化物総量規則及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領）によるものとする。

（コンクリートの養生）

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（アスファルト混合物事前審査制度）

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

（過積載防止対策等）

受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

また、運搬車1台毎の積載量が把握できる運搬管理表（宇治市ホームページ掲示）を検査時に提出しなければならない。

（公園内の規制について）

受注者は、可能な限り公園が利用できるように利用者に配慮すること。工事作業箇所はネットフェンス等で養生し、第三者が立ち入らないように処置すること。資材、材料及び建設機械等を公園内に保管する場合にも、同様の措置を講じ、安全に十分に留意すること。

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち、下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

| 名 称            | 規 格       | 適 用    |
|----------------|-----------|--------|
| 再生クラッシャーラン     | RC-40     | 構造物基礎  |
| レディーミクストコンクリート | 各種        | 構造物基礎等 |
| 再生加熱アスコン混合物    | 再生密粒度アスコン | 舗装材    |
| 粒度調整碎石         | M-30      | 補足材    |
| アスファルト乳剤       | PK-3      |        |
| PU側溝           | 250A      |        |

|         |                                    |  |
|---------|------------------------------------|--|
| グレーチング蓋 | 嵩上グレーチング、250用、普通目、滑り止め、T-14        |  |
| 人止柵     | W1500×H1100、縦格子、根枷式、防腐処理材、京都府内産木材  |  |
| ベンチ     | W400 L1800、根枷式、防腐処理材、京都府内産木材       |  |
| テーブル    | W1800 D1000 H700、根枷式、防腐処理材、京都府内産木材 |  |

（納品書・納入書等の提出）

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。なお、運搬管理表及びプラントの出荷証明等の提出を行うことで、納品伝票の提出を省略できるものとする。

| 資 材 名       | 規 格                           | 摘 要       |
|-------------|-------------------------------|-----------|
| 粒度調整碎石      | M-30                          | 補足材       |
| 再生クラッシャーラン  | RC-40                         | 構造物基礎     |
| 再生加熱アスコン混合物 | 再生密粒度アスコン                     | 表層        |
| コンクリート      | $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ | 構造物基礎、止壁工 |
| 交通誘導警備員     |                               |           |

（個人情報の保護）

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

（週休2日制工事について）

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
- 4 現場閉所日を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 5 週休2日又は施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。

（ウィークリースタンスについて）

本工事（業務）はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- （１）休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- （２）休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- （３）勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- （４）昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- （５）作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- （６）打合せはWEB会議（ビデオ会議）も活用する。
- （７）前号のほか、工事（業務）の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事（業務）の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

（その他）

- ・人止柵について、現地にて割り付けを行ったのちに発注すること。

（調整）

- ・フォレスターうじが森林公園内で活動しているため、作業内容に応じて臨機に対応すること。
- ・高齢者事業団が月２回程、トイレ清掃作業にあたるので通行に対応すること。
- ・城南衛生管理組合がし尿処理を行うので通行に対応すること。